

改正後	現行
<p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。</p> <p>2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超</p>	<p>（都市公園の設置基準）</p> <p>第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。</p> <p>2 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第四条第一項に規定する基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。）の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。</p>

え|は|なら|ない。|た|だ|し、|動|物|園|を|設|け|る|場|合|そ|の|他|政|令|で|定|め|る|特|別|
の|場|合|に|お|い|て|は、|政|令|で|定|め|る|範|圍|を|参|酌|し|て|当|該|都|市|公|園|を|設|置|す|
る|地|方|公|共|団|体|の|条|例|で|定|め|る|範|圍|(国|の|設|置|に|係|る|都|市|公|園|に|あ|つ|て|
は、|政|令|で|定|め|る|範|圍)|内|で|こ|れ|を|超|え|る|こ|と|が|で|き|る。

2
(略)

2
(略)